終わりにしよう！天皇制　11.26集会・デモ（於・渋谷）

談論暴発

親会社が「事業撤退決めたから仕事はもう出さないよ？」と言ったので、子会社である弊社はさくっと自主廃業。不況もいいところの出版業界でつぶしの効かない仕事ばかりしてきた挙げ句に50過ぎての失業はキツイだろうなあと思っていたが、やっぱりきつかった（苦笑）。リストラされたお父さんが公園に出勤する気持ちを実感したよ！

おかげでハローワークや都がなんとか就職させるためにあれやこれやの制度を持っていることはわかった。しかし制度は向こうからはやってこないこと、やっぱり正規／非正規の壁は至る所に立ちはだかっていること。なんやかんや言っても、結局は制度が権利を守っていることも。そして制度から阻害された人、制度にたどりつけない人。制度って何だ、って思うとやっぱり立法府は大事なんだなあ。

幸い、失業生活は7ヶ月で終了することになったが、今度の小さな会社は「制度は無いから適当に運用して」ときたもんだ。これはこれで地味につらい。

（綾瀬川）

contents

●今年の最後の号（第13期・第7号）をお送りします。本年もご購読いただきありがとうございました。来年の初めは1月30日（8号）に刊行予定です。
●13期の購読申込みがまだの方はよろしくお願いします。印刷判・郵送は4000円、PDF版・Eメールは3000円です。

民意を反映できない選挙制度

小選挙区制のマジック

日本の現行の選挙制度の最大の欠陥は、民意（有権者の意思）を正確に反映できないことにある。これは、いうまでもなく小選挙区制から来ている。衆議院の選挙は小選挙区比例代表並立制をとっているが、事実上は小選挙区制である（小選挙区289名、11のブロックの比例代表176名。導入時は小選挙区300名、比例代表200名）。1つの選挙区で1人だけを選ぶ制度の下では、勝者総取りになるから、2位以下の候補への投票はすべて切り捨てられ「死に票」になってしまう。

今回（2017年10月）の総選挙では、自民党は小選挙区では得票率48.2%で、全289議席の75.4%に当たる218議席を獲得（占有）した。逆に、比例代表では、33.27%の得票率だったから、全176議席の38%に当たる66議席にとどまった。野党は小選挙区では、立憲民主党が8.8%の得票率で18議席・議席占有率6.2%であったが、希望の党は得票率20.6%で18議席・議席占有率6.2%、共産党は得票率9.0%で1議席・議席占有率0.3%にすぎなかった。比例代表では、立憲民主、希望、共産は、それぞれ得票率19.9%、17.4%、7.9%で、議席占有率は21.0%、18.2%、6.3%であった。ブロック単位の比例代表という限界があるとしても、ほぼ得票率に応じた議席を得ていることが分かる。

仮に、小選挙区で得た得票率にもとづいて単純に289議席を比例配分すると、自民党は139議席にとどまり、ブロック比例代表の66と合わせても205議席。公明党の25議席（4＋ブロック比例の21）と合わせても、自公は230議席と過半数（233）を割ることになる。立憲民主・共産・社民・希望の4党で112議席、ブロック比例代表の議席を合わせると193議席と、40議席差にまで迫ることになる。

小選挙区での得票率・議席数・議席占有率

	自民	公明	希望	維新	立民	共産	社民
得票率(%)	48.2	1.5	20.0	3.2	8.8	9.0	1.2
議席数(A)	218	8	18	3	18	1	1
議席占有率(%)	75.4	2.8	6.2	1.0	6.2	0.3	0.3
議席数(B)	139	4	58	9	25	26	3

＊議席数(A)は実際の議席、(B)は得票率で比例配分した際の議席

今回だけではない。自民党は小選挙区では、前回（2014年12月）総選挙でも48.2%の得票率で223議席・76%の議席占有率（全議席295）、2012年12月総選挙でも43.0%の得票率で237議席・79%の議席占有率を得ている。ただし、政権交代が起こった2009年8月総選挙の小選挙区では、自民党は38.7%の得票率を得たが64議席・議席占有率21.3%（全議席300）に転落し、逆に民主党が47・4%の得票率で221議席・73.7%の議席占有率と圧勝した。

望ましい制度は比例代表制

このように、小選挙区制は、相対的に多数の得票を得た政党が圧倒的に多くの議席を獲得することを可能にする。既成の大政党、すなわち自民党に有利に働く制度となっている。

小選挙区制導入（1994年）の大義名分は、それが二大政党システムを実現し、政権交代を容易にするということであった。政治学者M・デュヴェルジェは、小選挙区制の下では有権者が当選可能性の低い候補に投票しなくなるので、多くの小政党が淘汰されて二大政党に収斂されていくという見方（デュヴェルジェの法則）を唱えた。日本では、小沢一郎らが「政権交代可能な二大政党」をめざして小選挙区制導入を推し進めた。しかし、2009年総選挙での民主党による政権交代はあったが、その後の総選挙では小選挙区制は自民党一強支配に役立ってきただけである。

小選挙区制は政権交代が起こりやすい制度だというのは、大きな誤解である。比例代表制をとっているドイツやスウェーデンなどでも、政権交代が度々起こっている。政権交代が起こるか否かは、選挙制度の問題ではない。野党が対抗勢力として力をつけ、信頼と支持を高めることができるか否かの問題なのだ。

そして、小選挙区制が後押しするとされる二大政党システムは、もはや過去のものである。グローバル化のなかで社会の構造変化や分断に見舞われている先進国では、中道右派（保守）と中道左派（社民）の二大政党による政治の独占は、人びとの強い不信を買って、崩れてきている。極右政党と左翼政党・緑の党が両極を形づくる多党システムの時代に入っていると言える。

民意を議席数に正確に反映できるのは、比例代表制である。とくに、人びとの価値観や意見が分岐し多様化している現代では、多様な民意を反映できる比例代表制の役割はいっそう大きくなっている。小選挙区制は、少数意見や異論を代表する小さな政党や新しい政党の進出を阻んできたが、比例代表制はこの障壁を取り除く。また、小選挙区制が抱え込む「一票の格差」問題は、比例代表制の下では生じない。

選挙活動の自由を

日本の選挙制度は、市民に対して選挙活動の自由を極端に制限している。その典型は、公職選挙法が戸別訪問を禁止していることである。どこの国でも、1軒1軒訪ね歩いて政策を説明し質問に答えて支持を獲得する方法が、選挙運動の中心である。インターネットの利用はようやく解禁されたが、戸別訪問の禁止以外にチラシ配布の制限、公務員の選挙運動の禁止など規制だらけである。これは、地元後援会・業界団体・宗教団体・労働組合などの組織的支持（締め付け）によって集票する選挙活動を有利にしている。

禁止し厳しく罰する必要があるのは、買収だけでよい。戸別訪問やチラシ配布が自由な住民投票では、投票率が格段に高くなっていることは示唆的である。言論と表現の自由を制限する規制は、なくすべきである。

さらに、市民がだれでも立候補する自由が事実上妨げられている。世界に類を見ない高い供託金（比例区600万円、選挙区300万円）の壁である。これはまるで、一定の納税額以上の富裕な人間だけに選挙権を与えた制限選挙（1924年までの）が、被選挙権に関して継続しているようなものだ。選挙権の年齢制限は18歳にまで引き下げられたが、被選挙権は25歳以上（衆議院と地方議会、参議院は30歳以上）と制限されたままである。

選挙活動の自由を妨げている規制や制限の廃止は、急務である。

（白川真澄／ピープルズ・プラン研究所）

第19回市民意見広告運動スタートしました!　憲法を壊すな!・国民投票がやってくる!
2018年1月中旬と5月3日の“紙上のデモ”に参加しよう

2003年から始まった、市民意見広告も、通算では、間もなく20回目を数えます。

この間、「紙上のデモ」を旗印に、その時々の課題に対して、誠実に向き合ってきました。

お陰様で、多少の増減はありますが、賛同者・賛同金は、右肩上がりを続けてきました。

ただ、その状況は、現実世界の、厳しい環境の反映でもあります。

この5年間、自公安倍政権の暴走を止めるべく、少なくとも3回のチャンスがありました(14年12月衆院選、16年7月参院選、17年10月衆院選)。

しかし、残念ながら、ことごとくチャンスを逃し、あろうことか、自公(改憲勢力)に3分の2を与える惨状となりました。

今回の選挙結果が出る直前のある週刊誌(サンデー毎日)の見出しに、「安倍の高笑いが聞こえる」、とありました。

正に、正鵠を射ていると思います。

小池都知事は、早々に馬脚を現し、ホッとしたのも束の間、安倍は疑惑追及をかわしながら、長期政権の基盤を固め、悲願である憲法改定に突き進もうとしています。

日本国憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とあり、1票の不平等には、異議を唱えたいものの、3連敗を「民意」として受け入れ、次の行動を目指さなければならないと思います

国民投票での、改憲賛成過半数阻止。

沖縄辺野古での闘い(新基地建設反対運動)も、絶望的な状況ですが、「勝つためには、あきらめないこと」。

現行の憲法第九条が如何にすばらしいものであるか、様々な「護憲派」団体と連携し、啓発に努めるしかありません。

そのため、市民意見広告運動では、18年1月週刊金曜日とタイアップして朝日新聞に意見広告を、18年5月の憲法記念日には、例年通りの意見広告を出す予定でいます(掲載紙未定。状況によっては、前倒しもあり得ます)。

「あなたは、人を殺せますか?」

「私は、殺されたくない。殺したくない」

憲法第九条を守るために、消費支出減少の中、大変心苦しいのですが、賛同者・賛同金として、今回も、ご協力をお願いする次第です。　特に、非常時には、真っ先に戦闘要員として駆り出される、若い人達。是非!　我がこととして、真剣に受け止めてください。

[市民意見広告運動連絡先]
〒151-0051
東京都港区三田3-4-17-206
Tel:03-6435-2030/ Fax:03-6435-2031
メール:info@ikenkoukoku.jp
ホームページ:http://www.ikenkoukoku.jp
Facebook:https://goo.gl/QXgNr4

(新藤知樹/市民意見広告運動事務局)

「オリンピック・パラリンピック教育」の撤回・中止を求めます!　に賛同を

学校でのオリ・パラ教育の強制おことわり!

わたしたちはオリンピックやパラリンピックがもたらす様々な問題を「五輪災害」としてとらえ、「そんな人災はおことわり」というキャンペーンを行っています。

2016年度から東京都の学校で行われている一面的な「オリンピック・パラリンピック教育」も、児童・生徒や教職員にとっての五輪災害になりかねません。

そこで、下記のような趣旨の声明を、賛同される方(個人・団体)の連名を添えて、東京都知事と東京都教育長に提出します(集約は2018年2月28日)。

ぜひ賛同をお願いします。

＊　＊　＊

私たちは学校での「オリンピック・パラリンピック教育」の撤回・中止を求めます

東京都知事　小池百合子様
東京都教育長　中井敬三様

東京都教育委員会(以下、都教委)は2016年2月1日に「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を出し、同年4月1日より2020年度までの5年間、都内の全公立学校に「オリンピック・パラリンピック教育」を展開させています。

オリンピック・パラリンピックに対しては、賛成反対をはじめ、多様な考え方や感じ方があります。(略)

児童・生徒に配布された「オリンピック・パラリンピック学習読本」には、開催国における人権侵害など、オリンピック・パラリンピックが内包する問題点が全く記載されていません。児童・生徒は、オリンピック・パラリンピックは素晴らしいものなのだから、すすんで協力しましょう、と教えられるのです。そんな中で、オリンピック・パラリンピックに疑問を持ったり、反対の思いを持ったりしている児童・生徒が自分の気持ちや意見を自由に表現することができるでしょうか。

また、オリンピック・パラリンピック教育に疑問の声を上げる教員に対する異動の強要など、日本国憲法に保障されている表現の自由や内心の自由に抵触するような事態も発生しています。

公教育とは、ひとつの価値観を子どもに刷り込むことではなく、賛成反対を含む多様な見方や考え方にふれ、広い視野で物事に対処する力を養う場ではないでしょうか。

このような懸念から、私たちは以下のことを要求します。

1.「オリンピック・パラリンピック教育」を撤回・中止してください。

2.これまでに「オリンピック・パラリンピック教育」にかかった費用の明細を明らかにして下さい。

＊　＊　＊

[連絡先]
メールアドレス:info@2020okotowa.link
千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル1A
スペース御茶ノ水　ATTAC首都圏気付

「オリンピック災害」おことわり連絡会

沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違憲訴訟のとりくみについて

2016年7月、東村高江のヘリパット建設に対し、全国5都府県から約500人の機動隊を派遣し、工事に反対をする住民や支援者を暴力的に排除し、不当な逮捕や長期拘留など異常な弾圧のもとでヘリパッド工事を強行しました。地元の愛知県警機動隊も加担をしていることに対し、黙っているわけにはいかないと、2017年5月、923名の請求人で「愛知県警が高江に機動隊を派遣したことは違法な公金支出であり、監査委員会は今後予想される辺野古への機動隊派遣に対しても派遣をしないよう『勧告』すること」を主旨として住民監査請求を行いました。結果は、6月27日実質審議をしないまま「却下」。

これに対して提訴期限の1週間前に弁護団が決まりあわただしく原告募集を行い、7月26日、原告211名で名古屋地裁に「沖縄県東村高江に派遣された機動隊の人件費その他の公金の支出について、当該公金支出を行った当時の愛知県警察本部長であった枡田好一に対し損害賠償請求を行うことを愛知県に求める」裁判を提訴しました。

裁判はこれまで2回行われ、第1回（10月25日）は、原告代理人の訴状要旨の陳述と沖縄出身原告のHさんの意見陳述を行いました。12月12日の第2回の口頭弁論では、田巻弁護士によるヘリパッド建設による高江（やんばる）の環境破壊についての陳述、そして、機動隊が大弾圧を行った2016年7月22日に現場にいた原告のMさんが、自身の沖縄高江に対する想いや生々しい現場の様子を陳述しました。裁判は大法廷で行われますが2回とも原告・サポーターで傍聴席はいっぱいになり、この裁判への関心の高さを示しています。

住民監査請求に先立って、愛知県警に対して派遣についての情報公開請求をしましたが、ほぼ黒塗りの文章が「開示」された中で、時間外手当の一部が開示されました。この情報公開請求に対しても、不服申し立てを行い、12月6日、愛知県警初の「一部不開示決定に関する不服審査請求についての口頭意見陳述」を請求人のIさんが行いました。また、愛知県議会で民進党の議員が本会議で質問に立ったり、情報公開がされないことに対し県議会の決算委員会での民進党、共産党の議員が意見を述べるなど議会活動も並行をして行っています。

住民監査請求から関わった大脇雅子弁護団長はこの裁判を「住民訴訟の権利は、住民が自らの手により、違法な公金支出の防止と是正を図る制度であり、住民全体の利益（公益）を保障する『もうひとつの参政権』であり、住民の地方自治と民主主義のための不可欠の権利である」と述べています。高江の機動隊派遣に私たちの税金が使われ弾圧加担をするその構造を是正する裁判として闘っていきたいと思います。次回（第3回）口頭弁論は2月22日に予定されています。

（山本みはぎ／
沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会事務局）

報告◎終わりにしよう天皇制　11・26集会・デモ
これを契機に反天皇制運動の広がりを!

新たなXデー状況に対していかに立ち向かうか、そうした問題意識を多くの人たちと共有したい。これまで以上に多様なグループ・個人が実行委に集まってこの行動の準備はなされてきた。

しかし、11月23日、デモで利用する予定の立川自衛隊監視テント村の宣伝カーが情宣終了後に右翼によって破壊されるという許しがたい暴挙があった。明らかに11・26集会・デモへの威嚇攻撃。ところがそんな攻撃にもひるまず、たった3日で車を直してくれた修理工の皆さん、大感謝！　ただし、修理費用は膨大なのでみなさん、絶大なるカンパを！

デモは夜デモに相応しく電飾も施され、渋谷の繁華街に元気いっぱいの私たちのコールが響き渡った。これまでの中でも、目立った右翼からの暴力行為を受けることなく最も気持ちよくデモを貫徹でき、大成功！

集会の方も仕立て方にこれまでにない工夫が見られ、素晴らしい出来栄えだったと思う。

冒頭九州から憲法学者の横田耕一さんのビデオインタビュー。天皇の公的行為が違憲であると断じ、天皇制についても部落差別と平等主義の観点から廃止すべきであると明言。1人1人が大事だという考えが広まれば自ずとなくなる制度だが、なぜ天皇制に反対するのかをはっきりさせることが大切であり、天皇制による人権侵害の具体的な追及を行う必要があると提起された。

講演は「植民地責任と象徴天皇制」と題して朝鮮現代史研究者の吉澤文寿さん。日本の朝鮮支配の歴史を明治維新に遡り、丁寧に天皇制と朝鮮支配の過程が詳らかにされた。わたし的には、継続する植民地主義をどう克服するかという後半の問題提起の中で語られた北米の慰安婦像建立の問題に注目した。慰安婦問題を過去の問題ではなく、アメリカにおける性被害の現在の問題として捉え返す視点は重要だ。

視覚的にも横田さんのビデオメッセージだけでなく、東京国体の際の三鷹の仲間に対する執拗な公安の尾行についての動画は迫力満点で、鬼気迫るものがあった。

圧巻は何と言っても、改元をめぐるコント。立川新報のデスクの演技は会場の爆笑を誘った。改元の名称をめぐる一人芝居。昭和⇒平成から再度昭和に戻り、最後は「小和（しょうわ）」そして「小和田」という展開の妙は見るものを釘づけにした。最初からハードルの高いコントがなされたが、今後ともそれを凌ぐ天皇制のパロディ化企画を期待したい。

改憲攻撃が強化される中で、天皇制を問うスタートの集会としてはかなり満足度の高いものだった。しかし、改憲攻撃と対峙しながら、第一章が存在する限り「護憲」派になりきれないねじれ構造をいかに多くの人たちと共有することができるのか、そして初めて登場する生前退位に対する対抗アクションをいかに多くの人たちと行動できるのか、これからがまさに正念場である。

（宮崎俊郎／
日の丸・君が代の法制化と強制に反対する神奈川の会）

「在日」とオリンピック

ますだ・らな（都立学校労働者）

秋たけなわのある日、在日韓人歴史資料館主催のセミナーの案内が知人から届いた。テーマは「在日とオリンピック」。案内文の中の「在日は韓国がスポーツ強国となる土台作りに、非常に大きな役割を果たしてきました」「韓国あるいは日本代表でオリンピックに出場した人、目指した人のエピソードや思いを交えながら、在日とオリンピックの歴史と現在について話します」というくだりに、思わずくらくらとした。朝鮮半島や在日コリアンの問題に長く取り組んできているところが、いともあっけなく五輪に取り込まれていく現実に、ただただ愕然とさせられた。

五輪といえば、勝者が一番高い表彰台に上り、「いい色」のメダルを授与され、国旗が掲揚され国歌が高らかに響き渡る、優生思想と国威発揚にまみれた表彰式の場面が感動のクライマックスだ。五輪憲章は、五輪は平和の祭典であり、メダル競争や国威発揚の場ではないと格調高くうたっているが、実際は国別対抗で競い合い、メダルの色や数字で順位をつけていく、まさにメダル競争と国威発揚にうってつけの構造の中にある。五輪の唱える「平和」の実相は、常に弱い存在に対する差別・抑圧と表裏一体だ。

セミナーの案内文によると、在日コリアン選手は、母国・韓国の「スポーツ強国」となる土台作りに大きく貢献したという。それは、1988年ソウル五輪や2002年日韓共催ワールドカップ大会、そして近年のインチョン・アジア大会などで、命を奪われ、住みかを追われ、生業を奪われ、重い負担をしいられた無数の貧しい人々に対する加害責任から逃れられないことを意味する。同時に「パンチョッパリ（半日本人）」という蔑称が象徴するように、少なからぬ母国の人々は、在日コリアンに対して根深い偏見をもっている。日本社会の差別の結果、民族教育すら受けられずに育ってきた在日選手たちが、言葉も風習もわからぬ母国で孤軍奮闘し、スポーツの面で「実績」を上げ、母国の人々の偏見を拭うことに貢献していることを否定するつもりはない。しかし、その貢献が、常により弱い存在の敗北や犠牲の上にあることもまた否定することはできない。ひとつの偏見を、優生思想にまみれた「貢献」によって拭うことは、おのずから、その社会の中の差別を不可視化していくことと表裏一体である。パラリンピックが「役に立つ」「税金が納められる」障害者と、「役立たず」「無駄飯食い」障害者を分断していくのと同様、母国に貢献することのできる在日と、母国語もわからず、何のとりえもない在日を限りなく分断し、後者に対する偏見と排除が強まる結果を招くことだろう。

在日外国人の選手は、「日本代表」として五輪や国際大会に出場する栄光と引き換えに、例外なく「帰化」を余儀なくされる。特に東洋系の在日外国人の大多数は、日本式姓名への「創氏改名」がついてくる。例えば、ごく少数の例外を除き、日本籍コリアンの「日本代表」やプロ選手は日本名でプレーをし、大多数のスポーツファンには「日本人選手」として認識されている。

「日本代表」の枠の中で、「もと在日」選手と日本人選手のルーツの違いは、単なるノイズに過ぎない。日本式姓名を名乗って（名乗らせて）ノイズをカットすれば、勝利への道も近くなろうというものだ。「呼びにくい」民族名は、呼びたくない、というのが日本社会の本音だ。こうやって、差別や戦争責任・戦後責任を指摘するような言動をさせまいと、よってたかって在日選手の口をふさぎ、手足を縛り付けるというわけだ。

在日選手の活躍は、日本に帰化し、日本人になりきって、日本人とともに日本のために栄光を勝ち取るという「美談」として消費される。ある在日中国人選手は、来日して家族ぐるみで「帰化」をし、日本名になった。中国にいたころに始めた競技を日本でも続け、高校選抜チームの一員として中国に遠征した際、試合をした相手チームに、かつてのチームメイトがいたそうだ。チームメイトは、名前も国籍も変わった旧友の存在に気づかず、言葉を交わすこともないまま別れたという。

別の在日中国人選手は、レベルの高い日本のチームでの競技生活を選択し、やがて「帰化」を経て本名とは似ても似つかぬ日本名に変わった。日本軍の侵略を記憶する父親は「なぜ」ととまどい、葛藤し、やがて涙を流しながら「たとえ名前が変わったとしても、おまえは私の子だ」とわが子の帰化を温かく許したという。

いずれも日本人好みの美談だ。断腸の思いで母国とのつながりを断ち切り、日本の懐に抱かれ、日本のために全力をつくして貢献する。日本人以上に「日本人らしい」在日外国人選手ほど、日本人にとって都合のいい存在はない。

スポーツはあくまでも個人の資格で、個人の自由意志によって行う趣味活動のひとつだ。どう転んでも「国」がしゃしゃり出てくる余地はない。スポーツの政治利用に対する批判は、東西対立の時代から盛んになされてきたが、一個人であるはずの選手に「国」を代表させることが、ましてや外国籍の選手に国籍変更を強いることが、政治利用でなくて何だというのだ。

在日外国人選手が「世界を相手に」する時、「母国に貢献する」か「日本に貢献」するかの「どちらか」を常に迫られている。それは、日本以外の国々でも大なり小なり起こっている。もういい加減、スポーツを「国」の枠から解放することはできないのだろうか。

「戦ふ兵隊」

亀井文夫監督
（1939年、日本、モノクロ･66分）

平成の終わりが告げられた2017年12月、映画祭「映画と天皇」が渋谷で催されました。企画したのは、日本大学藝術学部映画学科の３年生。映画祭の副題は「さらば、平成。」。

企画がタイムリーであったのか、連日多くの人で賑わいました。とくに映画祭の目玉でもあった「戦ふ兵隊」の上映では立見席も出るほどに。ご覧になった方も多いでしょう。

他に「日本の悲劇」、「孤獨の人」、「日本敗れず」、「明治天皇と日露大戦争」、「拝啓天皇陛下様」、「日本春歌考」、「日本のいちばん長い日」、「軍旗はためく下に」、「ゆきゆきて、神軍」、「新しい神様」、「太陽」、「天皇と軍隊」など。

記録作家・亀井文夫の最高傑作といわれる「戦ふ兵隊」を観てみましょう。

「戦ふ兵隊」は反戦映画だという世評をうけ軍部の意向も忖度して上映されることもなく永らく「幻のフィルム」となっていました。1976年偶然発見されて以来、戦場のありのままの姿を描いた作品として高く評価されています［1939年、モノクロ、66分］。

戦中、日本の映画界は軍部に協力して国策映画を作っていました。東宝は日中戦争の蒋介石・国民党政権を追撃する武漢作戦に撮影班を同行させ大いに戦意高揚を図ろうとしました。亀井文夫ら撮影隊４人は1938年夏から４カ月従軍して撮影を敢行。

映画の冒頭、背景に燃える家。悲嘆にくれる初老の中国人男性のアップ。戦火を逃れて避難する中国人の列。前線の根拠地、長い行軍の末、疲れ切って座ったまま眠る兵隊。「へいきしゅうりはん」と書かれたところでは、馬の蹄鉄や刀を修理し研ぐ兵隊。野戦病院では、熱湯消毒される手術用品や顕微鏡で病原菌を観察。中国ではきれいな水が乏しく給水班がきれいな水を注ぐ。炊事の様子、野菜も含めすべて乾燥物、新鮮な野菜がほしいという兵隊の声。兵隊が前線基地を去ると、その日から農民は畑を耕す。おっぱいを含ませる母親。牛や子ども。さらに奥地へ進軍。置いて行かれた馬が崩れ倒れる。前線の中隊本部の様子。敵が迫っているという緊迫した様子。戦死者の遺品、そこに届く安否を問う妻からの手紙と二人の子どもの写真。抗日崩るる日、という字幕とともに征服した街の人っ子ひとりいない様子。正教の教会の様子。荒廃した街。進軍する日本軍。漢口広場での音楽隊の演奏。長旅から休む兵隊のゲートルや軍服に群がるハエ。主の去った家の庭に咲く花々、チョウが舞う。焦土のなかを蠢く生活。廃墟からごみをより分け焼く人々。遊ぶ子ども。人びとの生活再建の動き。歩く脚、脚、脚。漢口の港には日本軍の艦隊。

亀井は旧ソ連に留学し、映画のモンタージュ理論に触れ、映像、現場音、音楽、字幕だけで作品を構成。戦火に苦しむ人間や動物、大地、植物も含めた戦場の様子を撮りました。亀井の戦後の作品「日本の悲劇」も、昭和天皇の軍服姿と背広姿がオーバーラップする場面が問題となり、上映許可取り消しになりました［1946年、モノクロ、39分］。

（近藤和子／批評家）

『共謀罪は廃止できる』

海渡雄一著
緑風出版刊
1200円+税

えっ、「共謀罪」は廃止できるの？　あんなに反対のためにがんばったのに、強行採決で成立してしまった「共謀罪」！　たしかに憲法によっても、あの時言われた、TOC国際組織犯罪防止条約を批准するためには「共謀罪」の創設が不可欠、という理由によっても、「共謀罪」は存在の正当性はない。でも「廃止はできる」といえるのだろうか。そんな弱気な発言だからダメといわれそうだが、この法案を成立させた現政府を相手に言っても通じそうにない。という至極弱腰の姿勢で藁をも縋る思いで海渡さんに教えていただくことに。

目次は、１.共謀罪とは何か、私たちはなぜ反対したのか　２.今、私たちはどのように監視されているのか　３.共謀罪は廃止しなければならない　４.深いベールに包まれる監視捜査　５.スノーデンが描き出した世界監視システムと日本　６.市民は共謀罪と市民監視にどのように向きあうべきか　となっていて、それぞれいくつもの項目が立てられている。

なんといってもこれは法律で、海渡さんがやさしく書いてくださっていてもやはり難しい。何度も同じところを読んだり戻ったりする。もちろん、どの部分も要注意であるけど、デモや集会や国会前にいったりする立場として、わけても気にかかる問題点がある。以前の案では適用対象が「団体」であったのに、「組織的な犯罪集団の活動」とし、犯罪の「遂行を二人以上で計画した者」と絞りこんだ。適用対象犯罪は2003年の677から277に減らしたということだが、こんなにあってはどれかの罪名で引っ掛けることができてしまう。

海渡さんも33頁「共謀罪ができたことで、市民活動にどのような監視がされることになるのか？」の項で「共謀罪が成立したあと、全国の市民集会でこのような質問を受けることが多くなりました。ここでは、共謀罪法や警察の採用している監視捜査、さらには、スノーデン氏が明らかにした世界監視システムのなかで、政府の施策に疑問を持つ市民は、どのようなことに気をつけながら、どのような覚悟を持って活動を続けていったら良いのかについて考えてみたいと思います。／しかし、この問いに端的に答えることはほとんど不可能なのです。そもそも公安警察などの捜査機関が、どのような監視手段を持ち、それがどのように使われているかがよくわからないからです」と書いておられる。

評判の連続ドラマなどで、犯罪捜査に監視カメラによる徹底した追跡や、顔認証システムの犯人探しなどがごく当然の行為として使われ、視聴者も「どうしてここにカメラがないの？」というふうになるのがとても気になっていた。よほど強い意思をもたない限り危ないことはやめましょう、と委縮するに違いない。天皇の代替わり、オリンピックの警護を口実に警備の程度を強化する方向にゆくのは間違いない。この法案審議の過程で、「組織犯罪集団の組織メンバーでなくても、その周辺者も捜査の対象となる」との答弁があったと紹介されている。

怖いけれど、「共謀罪」絶対反対！　いますぐ廃止！　の声をあげなければ。

（梶川涼子／事務局）

反改憲ニュースクリップ

各党が憲法論議を加速

2017年11月20日～12月16日

【11月20日】〈安倍発議〉安倍晋三首相の所信表明演説に対する代表質問が衆院本会議で開始。憲法９条１項・２項を維持し自衛隊の存在を明記する改憲案について、立憲民主党の枝野幸男代表は「今のまま自衛隊を明記すれば憲法は換骨奪胎される」と批判。希望の党の玉木雄一郎代表も「自衛権の範囲や要件の議論もせず、単に自衛隊を位置づけるとの議論は不誠実」と主張。

【11月21日】〈立憲民主党〉結党後初となる党憲法調査会（山花郁夫会長）の会合を開く。講師に招かれた早稲田大の長谷部恭男教授は「自衛隊の根拠規定が憲法に明記されていないことに意義がある」などと主張。会合では、内閣の解散権制約などを優先的に議論する方針を確認した。

【11月22日】〈希望の党〉結党後初となる党憲法調査会（会長・細野豪志元環境相）の会合を開く。玉木代表は「自衛権の在り方や発動要件、行使の限界について、憲法に書く方がいいのか、書かない方がいいのか、議論いただきたい」とあいさつ。衆院選公約で示した地方自治の分野から議論を始め、自衛権の発動要件なども協議することを確認した。

【11月24日】〈合区〉全国知事会が、去年の参議院選挙で導入された合区の解消に向け、選挙区は都道府県を単位とすることなどを明記した改憲草案を公表。また、自治体の役割をめぐり「住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する」と明記した、憲法92条改正の具体案も示す。他に、国と地方自治体の適切な役割分担、地方の課税自主権も謳う。**〈公明党〉**山口那津男代表が、改憲国民投票について「国民投票法をつくったとき、国政選挙での政権や政策についての判断と、なるべく幅広い合意が望まれる憲法改正の是非の判断は一緒にしないほうがいいという議論があり、そこは非常に妥当な理由があったと思う」と発言。

【11月27日】〈安倍発議〉日本会議・日本会議国会議員懇談会の設立20周年記念大会で、下村博文（自民党憲法改正推進本部顧問）が、来年の通常国会で改憲発議を目指すべきとの考え方を示す。希望の党の松沢成文参院議員団代表「勝負の年が来年になる。憲法改正が進むよう希望の党としても最大限の努力する」。日本維新の会の馬場伸幸幹事長「小さな政党だが、憲法改正議論では先頭に立つ立場として進めたい」。

【11月28日】〈教育無償化〉自民党憲法改正推進本部が全体会合を開き、改憲項目に挙げた教育無償化をテーマに議論。執行部は、現行26条に３項を新設して、2012年の党改憲草案に規定した「国は教育環境の整備に努めなければならない」との努力義務を盛り込む案を示す。他方で、財政的理由から、「無償」の文言は明記しなかった。これについて、維新の松井一郎代表は「自民党は公約の重みを軽んじている」と批判。自民党改憲推進本部の執行部は他に、26条１項にも「経済的理由によって教育を受ける権利を奪われない」との文言を追加することを提案し（同じ内容を提案している維新の会への配慮）、89条については私学助成が違憲ではないと明確にするための改正を求めた。推進本部は、この日の会合で改憲４項目すべてについて２巡目の協議を終えた。

【11月29日】〈自民党〉党憲法改正推進本部が幹部会合を開く。改憲４項目をめぐるこれまでの党内議論をまとめ、年内に開く次回の全体会合で論点整理を示す方針で一致。

【11月30日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が今国会初めてとなる実質論議を行う。７月に欧州３カ国を訪れて国民投票のあり方を中心に視察した議員らが見解を述べる。昨年12月の国民投票で改憲案が否決されて当時のレンツィ首相が辞任に追い込まれたイタリアについて、改憲の是非よりも首相への信任投票の様相だったとの指摘。

【12月３日】〈立民〉枝野幸男代表が「どうしても（改憲）発議するなら、国会で全会一致になるくらい努力すべきだ。その姿勢がない安倍政権は無責任」と発言。

【12月５日】〈希望〉党憲法調査会（会長・細野豪志）の会合を国会内で開き、地方自治に関する改正条文案を年内にまとめる方針を決める。細野は同日夜、９条をめぐる党内議論について「玉木雄一郎代表から『自衛隊明記も含めて議論してほしい』といわれている」と述べる。

【12月６日】〈憲法審〉参院憲法審査会が１年ぶりに実質的な議論。自民は改憲による参院選挙区の合区解消を訴えるが、公明は異論を唱え、野党はほぼ論評を控える。９条に関して、維新は「国論を二分する安全保障より、国民に身近な問題から取り上げるべき」と主張。**〈立民〉**党憲法調査会で、改憲議論に対する「当面の考え方」の骨格をまとめる。安倍首相提案の９条改定には反対。内閣による衆院解散権の制約▽臨時国会の召集義務に関する期限の設定▽「知る権利」をはじめとする新しい人権▽国民投票制度について、党内で議論を進めることを了承した。

【12月８日】〈公明〉党憲法調査会が幹部会を国会内で開き、半年ぶりに議論を再開。衆院法制局幹部を呼び、自民党など各党の憲法論議の状況などを確認した。

【12月11日】〈自民〉自民党議員有志でつくる「伝統と創造の会」が総会を開く。会長の稲田朋美元防衛相「党是である憲法改正も安倍政権で初めて現実のものになっている」。

【12月12日】〈世論調査〉読売新聞の全国世論調査で、自民党が改憲案を国会に提出する時期を聞くと、「来年の通常国会」35%、「来年の通常国会よりあと」22%で、「憲法改正案を提出する必要はない」は31%だった。**〈自民〉**首相の衆院解散権制約を改憲の検討対象とする方向で調整に入る。立民取り込みが狙いか。

【12月15日】〈世論調査〉時事通信が実施した世論調査で来年の改憲発議について聞いたところ、「賛成」20.9%、「改憲を急ぐことに反対」が51.3%、「そもそも改憲に反対」が17.1%だった。

【12月16日】〈安倍発議〉自民党の石破茂元幹事長が仙台市で講演し、９条改定に関し、自衛隊の存在を明記するだけでなく、首相が最高指揮権を持つことや軍事裁判所の創設も盛り込むべきだと提案。

集会・行動情報　1／4～1／28

▶1月4日(木)辺野古新基地建設の強行を許さない！防衛省抗議・申し入れ行動◆18：00◆防衛省正門前（JR総武線・東京メトロ・都営地下鉄市ヶ谷駅）◆辺野古への基地建設を許さない実行委

▶1月7日(日)戦争止めよう！安倍９条改憲NO！2018年新春のつどい◆北とぴあさくらホール（JR・地下鉄王子駅）◆開場13：30◆ミニトーク：松尾貴史（俳優）、講演：石川健治（東大教授）◆安倍9条改憲NO！全国市民アクション実行委、戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委

▶1月9日(火)脱原発する国、原発にしがみつく国〜韓国、イギリス現地調査報告会◆18：30◆地球環境プラザパートナーシッププラザ（GEOC）（JRほか渋谷駅、地下鉄表参道駅）◆①韓国調査報告ムン・ジェイン大統領のもとでの脱原発政策：満田夏花、②日立によるイギリス・ウィルファ原発建設は実現するか：深草亜悠美◆500円◆申し込み：https://pro.form-mailer.jp/fms/aa8cc497135086◆国際環境NGO　FoE-Japan

▶1月10日(水)世界一高い供託金の廃止を！立候補する権利をみんなの手に！第６回裁判◆入廷13：15〜13：30◆開廷14：00◆東京地裁103号法廷（地下鉄霞が関駅）◆閉廷後・報告集会◆供託金違憲訴訟弁護団（団長：宇都宮健児）

▶1月11日(木)一周年！　MX「ニュース女子」抗議行動◆11：00◆東京MXテレビ本社前（地下鉄半蔵門駅・３a出口）◆沖縄への偏見をあおる放送をゆるさない市民有志

▶1月12日(金)「標的の島・風かたか」上映会＆トークショー◆午後の部：開場14：30、上映15：00、山城博治講演：17:00〜17:30◆夜の部：開場18:00、上映：18：30、山城博治講演20：30〜21：00◆北とぴあ２階つつじホール（JR・地下鉄王子駅）◆沖縄と東京北部を結ぶつどい実行委

▶1月14日(日)「平成」代替わりの政治を問う連続講座第３回　反「昭和」Xデー闘争の〈経験〉を通して「平成」代替わりを考える◆14：00開場◆ピープルズ・プラン研究所会議室（地下鉄江戸川橋駅）◆参加費800円◆報告：国富建治（「反改憲」運動通信編集委員会）、池田五律（戦争をしない、させない練馬アクション）、北野誉（反天皇制運動連絡会）、司会：天野恵一（ピープルズ・プラン研究所運営委員）◆ピープルズ・プラン研究所

▶1月15日(月)2018年の反戦運動を展望する東京北部討論集会◆18：00◆豊島勤労福祉会館（JR・地下鉄池袋駅西口下車）◆DVD「韓国サンケン労組の闘い」◆問題提起：池田五律、石橋新一、中川信明、加藤誠◆有事立法・治安弾圧を許すな！北部集会実行委

▶1月19日(金)安倍９条改憲を許さない！安倍政権の退陣を要求する１・19国会議員会館前行動◆衆院第２議員会館前を中心に（地下鉄国会議事堂前駅、永田町駅）◆18：30◆安倍９条改憲NO！全国市民アクション、戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委

▶1月20日(土)オルタ・アクティブサロンvol.3「第４の産業革命」と脱原発の未来◆講師：久保新一（関東学院大名誉教授、神奈川憲法アカデミア共同代表）◆17：50◆スペース・オルタ（JR新横浜駅）◆大間原発訴訟の会かながわグループ、スペース・オルタ、脱原発市民会議かながわ、福島原発かながわ訴訟原告団

■地域と学校をつないでたたかう！「日の丸・君が代」1.20王子教会の集い◆13：30◆「日の丸・君が代」裁判闘争のいま（４次訴訟弁護団・金井弁護士）／「道徳の教科化」って？（都立高校現職教員）／「君が代」裁判と高校の現状（都立高校現職教員）／特別支援学校の現状（都立特別支援学校現職教員）／４次訴訟控訴審への原告の思い（都立特別支援学校現職教員）◆資料代500円◆王子教会（JR・地下鉄王子駅）◆「良心・表現の自由を！」声をあげる市民の会

■小出裕章さん講演会「3・11から７年、放射能はいま……」◆講師：小出裕章◆開場12：30◆資料代1000円◆北とぴあ15階ペガサスホール（JR・地下鉄王子駅）◆事前申し込み：竹内良男（090−2166−8611）

■映画「自白」上映会　KCIAのスパイねつ造事件の真実—現在そして過去◆開場17：00◆在日韓国YMCA地下スペースYホール（JR・地下鉄水道橋駅）◆1500円◆「自白」上映委員会

▶1月21日(日)平和力フォーラム３回連続インタビュー講座『脱原発の哲学』は語る—原発からの解放を求めて」第２回「原発が壊す社会と人間」◆開場12：30◆司会：前田朗（東京造形大教授）、ゲスト：佐藤嘉幸（筑波大学教授）、田口卓臣（宇都宮大教授）◆1200円、前売り・予約1000円◆スペース・オルタ（JR新横浜駅、東京ガス手前）◆平和力フォーラム、協賛：市民セクター政策機構、スペース・オルタ、脱原発市民会議かながわ、福島原発かながわ訴訟原告団

▶1月28日(日)伊藤真講演会「憲法９条があぶない〜伊藤真が語る日本国憲法の核心」◆14：00◆尼崎女性センター・トレピエホール（阪急武庫之荘駅）◆資料代1000円◆東園田九条の会、新婦人尼崎支部

▶「反改憲」運動通信：１部 400円（月1回発行／第13期：2017年6月〜2018年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Fax：03-3254-5460　▶E-Mail：han-kaiken@alt-movements.org　▶Web：http://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：印刷・郵送4000円／PDF・Eメール3000円　▶郵便振替：00190-7-11558「反改憲」運動情報通信